

知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策（案）

2006年1月30日
知的財産戦略本部
知的創造サイクル専門調査会

目 次

I.	創造分野	5
	（１） 知的財産を活用した研究活動を促進する	5
	① 知的財産情報の活用による研究活動の効率化を促す	5
	② 研究における他者の特許発明の使用を円滑化する	5
	（２） 戦略的な知的財産の取得を促進する	5
	① 各大学における骨太特許の取得及び活用のための戦略の構築を促進する	5
	② 強く広い特許群取得のためのプロジェクト型共同研究を推進する	5
	（３） 知的財産を活用した産学官連携の取組を強化する	6
	① 大学知的財産本部、技術移転機関の総合的体制を整備する	6
	② 契約・管理に伴う諸問題への対応を行う	6
	③ 特許発明のライセンスを促進する	6
	④ 公的研究機関における運営費交付金予算の算定方法を見直す	6
II.	保護分野	7
1.	特許審査を迅速化する	7
	（１） 特許審査迅速化・効率化推進本部による取組を徹底する	7
	（２） 審査処理能力を強化する	7
	① 審査官・任期付審査官を増員する	7
	② 審判請求規模を適正化し、審査・審判の適切な人員配置を行う	7
	③ 登録調査機関の処理能力を拡充する	8
2.	特許の出願構造改革を推進する	9

(1)	国内出願偏重の出願構造の是正を促す	9
①	グローバル出願5割の目標を掲げる	9
②	出願上位企業の海外出願比率を公表する	9
③	国内出願と国際出願の事務上の差異を減らす	9
(2)	権利取得に至らない出願の削減を促す	10
①	特定登録調査機関等の参入促進に努める	10
②	先行技術文献情報開示制度を本格的に運用する	10
③	出願上位企業の特許率等を公表する	10
3.	特許審査の安定性を確保する	11
(1)	特許庁と裁判の判断の食い違いを防止する	11
(2)	特許性の判断基準の国際的統一を図る	11
(3)	無効審判の蒸し返しを防止する	11
4.	ユーザの利便性を向上する	12
(1)	I P D Lの提供する検索機能を強化する	12
(2)	特許料・登録料の更新時期の事前通知制度を導入する	12
5.	世界特許システムの構築に向けた取組を強化する	13
(1)	他国の審査結果の利用を促進する	13
①	特許審査ハイウェイ構想における他国の審査結果の利用を制度化する	13
②	特許審査ハイウェイ構想の対象を拡大する	13
(2)	特許出願明細書の記載様式を統一する	13
(3)	アジア地域における特許制度や運用の調和を推進する	14
6.	技術流出を防止する	15
(1)	特許出願による技術流出を防止する	15
①	先使用権に関するガイドラインを作成する	15
②	技術を理解できる公証人を増加させる	15
(2)	営業秘密の管理を強化する	15
7.	商標の保護を強化する	16
(1)	不使用商標についての対策を講じる	16
(2)	商標の他国での保護を働きかける	16

8.	模倣品・海賊版対策を強化する	17
(1)	外国市場対策を強化する	17
①	在外公館の体制を強化する	17
②	偽造防止技術の活用を奨励する	17
③	模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）を推進する	17
(2)	水際での取締りを強化する	18
①	法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備する	18
②	税関で使用される検査機器の研究開発を促進する	18
③	模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する	18
④	個人輸入等の取締りを強化する	18
⑤	差止申立て・認定手続を簡素化する	19
(3)	インターネット・オークション対策を強化する	20
①	特定商取引に関する法律（特定商取引法）の執行を強化する	20
②	権利者、オークション事業者による効果的な取組を促進する仕組みを検討する	20
III.	活用分野	21
1.	知的財産信託の利用を促進する	21
①	受託者の忠実義務を緩和する	21
②	受託された特許権の侵害に対する損害賠償請求の制度を整備する	21
③	知財信託の担い手を育成する	22
2.	標準化活動を強化する	23
(1)	企業の標準化に対する意識を改革する	23
①	企業の経営者が自ら標準化戦略の策定を主導し、標準化戦略を組み込んだ経営を実践するよう促す	23
②	標準化の成功及び失敗事例、企業の国際標準化への貢献度ランキング等を公表する	23
(2)	標準化活動に関する取組の適切な評価を促す	24
(3)	標準化活動を行う人材を育成する	24
①	企業の標準担当者の育成を支援する	24
②	教育機関による標準に関する教育を強化する	24

(4)	標準化に関するルールを整備する	24
①	RAND (Reasonable and Non-Discriminatory) 条件の明確化を促す	24
②	消費者の利益を重視した標準案への統一を促進する	25
3.	中小・ベンチャー企業支援、地域における知財戦略を促進する	26
(1)	審査請求料・特許料の減免対象の拡大と要件の簡素化を図る	26
(2)	外国出願費用の助成を拡充する	26
(3)	知財駆け込み寺を整備する	26
(4)	中小企業診断士、商工会議所職員等へ知的財産の啓発を行う	26
(5)	流通業による知財遵守を徹底する	26
(6)	弁理士の地方展開を促す	27
IV.	創造・保護・活用の連携	28
(1)	C I P O等の設置や知的財産部門の社長直轄組織化を促す	28
V.	人材育成	29
(1)	知的財産人材育成総合戦略を実施する	29
VI.	知的財産関連分野の広がりに対応した国際ルールの構築	30
(1)	他の国際公共政策にも配慮した国際ルールを構築する	30
①	相互理解と国際的なコンセンサスづくりへ積極的に貢献する	30
②	省庁間連絡会議などの検討体制を整備する	30
③	企業の自主的な取組を促す	30
(2)	技術の進展に対応した国際ルールを構築する	31
①	権利行使がイノベーションを阻害する場合に対応する	31

I. 創造分野

＜基本認識＞

大学等が「知の創出拠点」として、質の高い研究成果を創出し、その成果を知的財産として権利化し、有効に活用することを促す。

(1) 知的財産を活用した研究活動を促進する

★ ① 知的財産情報の活用による研究活動の効率化を促す

大学等が、特許データベースやパテントマップ等の活用により、研究動向の的確な把握と研究対象の効率的な絞り込みを図ることを奨励し、研究投資に対し最大限の研究成果が得られるよう促す。

★ ② 研究における他者の特許発明の使用を円滑化する

リサーチツール問題の解決など、研究における他者の特許発明の使用を円滑化するため、総合科学技術会議において検討中である国費原資による特許発明のライセンスに関するガイドラインについて早急にその結論を得る。また、国費原資ではない特許発明についても検討を広げ、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(2) 戦略的な知的財産の取得を促進する

① 各大学における骨太特許の取得及び活用のための戦略の構築を促進する

各大学等が、特許等の出願・権利化の段階において、将来的な権利の活用の可能性を適切に評価し、出願・権利化の件数のみにこだわらず強く広い特許等を取得、活用する戦略を構築するよう促す。

② 強く広い特許群取得のためのプロジェクト型共同研究を推進する

産学官連携を一層深化させ、強い特許群を取得するため、プロ

ジェクト型の共同・受託研究を一層推進する。

(3) 知的財産を活用した産学官連携の取組を強化する

★ ① 大学知的財産本部、技術移転機関の総合的体制を整備する

各大学状況に応じ、大学知的財産本部と技術移転機関(TLO)の一本化や一層の連携強化も含めた総合的かつ効果的な体制整備について検討し、所要の措置を講ずる。

② 契約・管理に伴う諸問題への対応を行う

大学等において契約実務を柔軟に行うために参考となる多様な契約内容や成功例を蓄積した事例集を作成し、大学等において活用されるよう促す。また、各大学等において、知的財産活動に関わる人材の育成を進めるとともに、教職員・学生の守秘義務の徹底や紛争の的確な処理等の体制を整備する指針となるルールを明確にし公表する。

★ ③ 特許発明のライセンスを促進する

大学等の特許発明のライセンスを促進するため、共有に係る特許権の第三者へのライセンスに共有者の同意を必要としている現行規定の見直しについて、諸外国の制度も参考としつつ、法改正の必要性を含め検討する。

④ 公的研究機関における運営費交付金予算の算定方法を見直す

公的研究機関に対する運営費交付金について、特許発明のライセンスによる自己収入予算額を差し引いている現行の算定方法を見直し、各研究機関にライセンス収入を増加させるための経営努力のインセンティブを付与する。

II. 保護分野

1. 特許審査を迅速化する

＜基本認識＞

技術の急速な進歩に対応し、我が国の国際競争力の向上に資するため、特許審査の迅速化が急務である。特に、審査官の大幅増員などの例外的措置を行ってもなお、審査順番待ち期間が長期化している現実を踏まえ、特許審査迅速化に向けた取組を更に強化するための追加的対策が早急に必要とされている。

※ 審査順番待ち期間の目標

中期目標（２００８年）－２９ヶ月台

長期目標（２０１３年）－１１ヶ月

★（１）特許審査迅速化・効率化推進本部による取組を徹底する

特許審査の順番待ち期間についての中期目標及び長期目標を堅持するため、特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした審査迅速化のための総合施策の実施を徹底する。

（２）審査処理能力を強化する

① 審査官・任期付審査官を増員する

引き続き必要な審査官・任期付審査官を増員する。特に、任期付審査官の仕事のPRに積極的に努め、質の高い人材を十分に確保する。

★ ② 審判請求規模を適正化し、審査・審判の適切な人員配置を行う

日本における審判事件数は、欧米に比べはるかに多く、その処理には多大な人的資源を要している。審判処理の過大な負担を低減し、審査・審判の適切な人員配置による処理効率の向上を図るため、以下の方策を検討する。

- i) 適切な審査により審査段階における処分の確定比率を高め、審査処理件数に対する審判事件数の規模を適正化する。
- ii) 審判官が単独で審理を行えるよう、現在の合議体による審理を見直す。

③ 登録調査機関の処理能力を拡充する

登録調査機関のサテライトオフィス等の導入の検討を含め、関西その他の地域における登録調査機関の設置により、地方の人材、遊休人材の活用を図り、質の高い人材が多数確保されるよう促す。また、人材育成投資の効率的な回収が見込める新卒者の積極的採用を奨励する。

2. 特許の出願構造改革を推進する

＜基本認識＞

日本の出願人の海外出願比率は約18%であり、米国（約44%）、欧州（約60%）に比べて極めて低く、国内出願の内容が海外に対しても公開されることにより意図せざる技術流出の原因となっているとの指摘がある。また、日本の輸出依存度（約11%）は欧米並み（米国約7%、欧州約14%）であることから、海外出願比率を欧米並みに高め、国際競争力を強化することが必要である。

また、日本では、特許出願数に対する特許率も約30%と低い。意図せざる技術流出を防止するとともに、真に必要な特許出願に十分な時間とコストをかけた質の高い明細書の作成及び権利の取得がなされるよう、国内出願偏重の大量出願構造を改める必要がある。

（1）国内出願偏重の出願構造の是正を促す

★ ① グローバル出願5割の目標を掲げる

大企業を中心に、海外出願比率（国内出願中、海外にも出願されたものの割合）を5割以上に高めることを目標として掲げ、下記施策を含めた積極的なキャンペーン活動を実施する。

★ ② 出願上位企業の海外出願比率を公表する

出願上位企業について海外出願比率を公表する。

★ ③ 国内出願と国際出願の手続上の差異を減らす

国内出願と国際出願との明細書作成負担の差をなくすことにより、国際出願の利用を促すため、国内出願の明細書の記載様式をPCT国際出願の様式に合わせて変更することを目指す。その際、自己指定の場合における国内書面の提出を省略するなど、国際出願に特有の手続を減らし、より使いやすい制度にするよう法改正等制度を整備する。

(2) 権利取得に至らない出願の削減を促す

① 特定登録調査機関等の参入促進に努める

出願前に出願人側で質の高い先行技術調査がなされるとともに、特許庁においても出願人の提出した調査結果が有効活用できるよう、特定登録調査機関等の参入促進に努める。

② 先行技術文献情報開示制度を本格的に運用する

これまで、悪質な場合に限られていた、先行技術文献情報開示義務違反に関する特許法48条の7の通知及び拒絶理由通知を、審査の迅速化を考慮し必要と認められる全件に対し行う。特に違反率の高い企業については、企業名を公表する。

★ ③ 出願上位企業の特許率等を公表する

出願上位企業について、審査請求数に対する特許率のみならず、特許出願数に対する特許率も公表することにより、厳選された質の高い特許出願を促すとともに、技術流出を防止する。

3. 特許審査の安定性を確保する

＜基本認識＞

特許侵害訴訟の提起後、あるいは損害賠償認容判決がなされた後で、特許が無効となることを防止するため、特許権の安定性を高めることが求められている。

また、裁判所における無効の判断と特許庁における無効審判の結果の食い違いを防止するため、裁判所における無効の抗弁と無効審判の一元化を検討することが要請されている。

(1) 特許庁と裁判の判断の食い違いを防止する

特許法168条等に基づく裁判所との間の情報交換をより一層促進することにより、裁判所の判断との食い違いの防止に努める。また、訴訟提起後に特許権が無効とされるケースを減らすため、権利者に対し、侵害訴訟の提起前に権利の有効性について再度調査を行うことを推奨する。

(2) 特許性の判断基準の国際的統一を図る

複数国に出願された発明について、国毎に特許性の判断結果が食い違うことを防止するため、WIPOや日米欧三極特許庁協力等の枠組みを通じて、制度・運用の調和を推進する。特に、同一の発明について各国の判断が分かれた事例の収集と分析を行って原因を究明し、必要に応じ運用の変更や制度の整備を行う。

★(3) 無効審判の蒸し返しを防止する

同一人による、同一発明についての無効審判を原則1回に制限するなど、無効審判の蒸し返しを防止するための方策について検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

4. ユーザの利便性を向上する

<基本認識>

知的財産制度をより使いやすいものにするため、特許電子図書館（I P D L）により提供される情報の拡充や検索機能の向上など、利用者の要望にきめ細かく対応することが必要である。

★（１） I P D Lの提供する検索機能を強化する

特許電子図書館（I P D L）において、提供される情報の拡充や、全文テキスト検索機能の追加などの機能強化を行い、審査官が利用するシステムと同等の検索機能を提供する。

（２） 特許料・登録料の更新時期の事前通知制度を導入する

特許料・登録料の更新時期について、特許庁から事前に通知を行う制度を導入する。

5. 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

＜基本認識＞

企業活動のグローバル化が急速に進み、特許出願が世界的に増加している中、究極的には世界で統一された特許システムの構築が求められる。

世界特許実現への第一歩として、まずは日米欧等の主要特許庁間において、一国で成立した特許を他国でも原則認める、実質的な相互承認制度を実現すべきである。

（１）他国の審査結果の利用を促進する

★ ① 特許審査ハイウェイ構想における他国の審査結果の利用を制度化する

第１庁で特許となった出願についての審査結果を提出することにより、第２庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする現在の「特許審査ハイウェイ構想」を、将来の審査結果の相互承認を目指す観点から更に発展させる。

具体的には、第１庁の審査結果の利用が制度的に担保されるよう、第２庁における追加的な調査が不要な部分をガイドラインにおいて明示するなどの運用の明確化又は必要な制度整備を行う。

② 特許審査ハイウェイ構想の対象を拡大する

特許審査ハイウェイ構想の早期実現を図るとともに、対象を日米欧三極特許庁や韓国特許庁のみならず、それ以外の外国特許庁にも拡大する。

★（２）特許出願明細書の記載様式を統一する

出願コストの削減という出願人のニーズも踏まえ、日米欧三極特許庁間において、特許制度統一の基礎となる特許出願明細書の記載様式の統一を目指す。米国との調整が困難な場合には、まず、

日欧の様式を P C T 国際出願の様式に統一することを目指す。

(3) アジア地域における特許制度や運用の調和を推進する

アジア地域の特許制度の統一に対する出願人の期待を踏まえ、アジア地域に対する審査協力や人材育成、情報化に関する協力等を通じ、アジア地域における特許制度や運用の調和を推進する。

6. 技術流出を防止する

＜基本認識＞

企業の生産技術等のノウハウが、大量の防衛出願により、出願公開を通じて海外への技術流出を生じさせている。このため、防衛出願に代わるノウハウの防衛策が求められている。

また、企業の営業秘密が国外で不正に使用・開示されることを防止する方策が求められている。

（１）特許出願による技術流出を防止する

① 先使用権に関するガイドラインを作成する

先使用権制度が有効に活用されることにより、ノウハウを防衛的に出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等も紹介したガイドライン（事例集）を早期に作成し、周知徹底を図る。

② 技術を理解できる公証人を増加させる

先使用権の立証の手段として、事実実験公正証書の作成等の公証制度が有効に活用されるよう、技術を理解でき、知的財産制度に精通した公証人を増加させる。

★（２）営業秘密の管理を強化する

国外への技術流出の防止を徹底するため、諸外国の立法例を参考にしつつ、国外における営業秘密の不正な使用・開示に対し、国内の場合に比べ刑罰を加重することを検討し、必要に応じ不正競争防止法を改正する。

7. 商標の保護を強化する

＜基本認識＞

ブランドの活用を通じて価値の高い商品やサービスを提供する環境を整備するため、商標制度のより一層の整備が求められている。

★（１）不使用商標についての対策を講じる

登録された商標が使用されていないといった状態を解消すべく、不使用商標の対策についての方策を検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

（２）商標の他国での保護を働きかける

我が国で保護された商標が、他国においても同様の保護を受けられるよう、他国の関連法令における制度整備と執行の強化を働きかける。

8. 模倣品・海賊版対策を強化する

(1) 外国市場対策を強化する

<基本認識>

海外市場における模倣品・海賊版による被害は、偽造技術の高度化や製造・流通量の大規模化が進展するとともに、アジアから世界中に拡散している。特に近年は、模倣品・海賊版による不正な利益が犯罪組織やテログループの資金源となっていることが指摘されており、世界各国と協力して模倣品・海賊版の拡散を防止することが必要である。

① 在外公館の体制を強化する

在外公館においては、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、「知的財産権侵害対応マニュアル」を改訂するとともに、大使自ら相手国政府に対して働きかけを強力に行う等、一層の取組の強化を図る。

② 偽造防止技術の活用を奨励する

海外市場及び水際での商品の真贋判定を容易にするため、権利者や製造業者・流通業者に対し、偽造防止フィルムを商品に貼付する等、偽造防止技術の活用を奨励する。

★ ③ 模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）を推進する

我が国より提唱を行った模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）を早期に実現するため、各国や関係国際機関との議論を加速する。

(2) 水際での取締りを強化する

＜基本認識＞

模倣品・海賊版が海外から大量に日本国内に流入しており、これを防止するため、水際での取締りを強化することが必要である。

① 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備する

知的財産権侵害物品の水際取締りについて、当事者の参加や専門家の関与等により、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を可能とするため、法改正等制度を整備する。

② 税関で使用される検査機器の研究開発を促進する

製品の外観のみから侵害を判断することが困難な事案への対応や、犯罪組織やテログループによる国際犯罪対策の必要性にかんがみ、税関で使用される検査機器への民生技術の応用や最先端技術を用いた検査機器の開発を促進するとともに、各国との連携を強化する。

③ 模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する

模倣品・海賊版が侵害発生国・地域から第三国で積み替えられて輸出されるなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、模倣品・海賊版の輸出・通過を水際で取り締まる制度を整備する。

★ ④ 個人輸入等の取締りを強化する

現状では法律で禁止されていない模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について、新法の制定を含めて制度を整備する。

また、偽ブランド品や模倣医薬品の個人輸入代行においては、形式上、輸入者は個人であり業としての実施ではないため、知的財産権の侵害にあたらないのではないかと指摘がある。代行業

者が実質上の実施者あるいは共同不法行為者であるとして直接侵害を問える可能性や、間接侵害または侵害の教唆・幫助を問える可能性を検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

⑤ 差止申立て・認定手続を簡素化する

当事者の負担を軽減するため、輸入差止申立てや認定手続における提出書類及び記載すべき事項等について見直しを行い、必要に応じて簡素化する。

また、当事者が遠隔地まで出向くことなく貨物の確認ができるよう、必要に応じ電子メールを活用し画像を送付する等の制度を整備する。

(3) インターネット・オークション対策を強化する

＜基本認識＞

インターネット・オークションへの模倣品・海賊版の出品は、オークション事業者と権利者間の協力やオークション事業者による自主取組によって減少がみられる一方、違法に出品されるオークション・サイトの拡散化や出品形態の巧妙化により真贋の判断が難しいケースが増加する等の新たな懸念も生じている。

このため、関連する法律の執行を強化するとともに、権利者及びオークション事業者による一層の効果的な取組がなされるような仕組みについて検討することが必要である。

① 特定商取引に関する法律（特定商取引法）の執行を強化する

特定商取引法に定める氏名等の表示義務や誇大広告の禁止等の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「電子商取引等に関する準則」の周知徹底を図るとともに、同法に違反する「販売業者」に対する法執行を強化し、匿名による模倣品・海賊版の出品を防止する。

② 権利者、オークション事業者による効果的な取組を促進する仕組みを検討する

権利者及びオークション事業者による自主的な取組において、出品物の権利侵害性の判断が困難なケースがみられる。当事者間の適切な責任分担において迅速な侵害性判断がなされ、オークション事業者による出品者情報の権利者への開示や出品物の削除等の措置が適切かつ効果的に行われるような仕組みについて検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

Ⅲ. 活用分野

1. 知的財産信託の利用を促進する

＜基本認識＞

2004年12月に改正された信託業法にもとづく知財信託は、企業が保有する知的財産を活用した資金調達や知的財産の管理・運用のアウトソーシングの手段として利用されることが期待されているものの、現在のところ十分に活用されているとは言えない。

このため、更に必要な制度整備を行うとともに、知財信託を担う人材を育成し、企業における知財信託の有効活用を促進することが必要である。

① 受託者の忠実義務を緩和する

グループ企業内における管理信託において、受託者自身が事業を行う会社である場合には、受託者に課される忠実義務により、信託財産たる知的財産を自ら利用することができないため、知財信託の活用が進まない。このような課題を解決するため、グループ企業内における知的財産の管理信託等の場合には、受託した知的財産を受託者が自ら利用することを認める忠実義務の例外措置について法改正等制度を整備する。

② 受託された特許権の侵害に対する損害賠償請求の制度を整備する

受託された特許権について第三者が当該特許権を侵害する場合、委託者又は受託者が、適切に損害賠償を請求することができるよう、損害額の推定等に関する規定が十分であるか否か検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

③ 知財信託の担い手を育成する

信託や知的財産の価値評価等に関する知識や知的財産をビジネスに活用するための交渉能力を備えた人材を育成するため、民間における研修制度の充実を促す。また、知財信託の成功事例の公表等により知財信託業務の魅力をPRし、優秀な人材の参入を奨励する。

2. 標準化活動を強化する

＜基本認識＞

高い技術力が結集された製品であっても、国際標準に基づかない製品は、グローバル市場でシェアを獲得することは困難である。例えば、我が国が第2世代携帯電話の標準化に敗北した結果、日本企業は海外市場で後塵を拝したのみならず、日本独自の規格に基づく携帯電話が海外で利用できないという不便を消費者に強いることとなった。

他から与えられた標準に基づき、製品化の技術で勝負する時代は終わった。我が国も標準化に対する受身の姿勢を改め、我が国発の技術が国際標準として採用されるよう、産学官が協力し、戦略的に取り組むことが必要である。

(1) 企業の標準化に対する意識を改革する

① 企業の経営者が自ら標準化戦略の策定を主導し、標準化戦略を組み込んだ経営を実践するよう促す

経営者に対し、企業経営における標準化戦略の重要性を啓発する。標準化に対する企業全体の意識改革を図るため、企業の経営トップ自らが自社の標準化戦略の策定を主導し、標準化戦略を組み込んだ経営を実践するよう促す。

★ ② 標準化の成功及び失敗事例、企業の国際標準化への貢献度ランキング等を公表する

標準化活動の成功事例と失敗事例を収集し、成功または失敗の原因、企業活動や消費者への影響等について分析・公表する。また、ISO等の国際標準化機関における幹事取得数や国際標準化のための会議への参加者数、国際標準における必須特許としての自社技術の採用数等に基づき、各企業の国際標準化への取組を客観的に評価し、貢献度ランキングとして公表する。

(2) 標準化活動に関する取組の適切な評価を促す

国際標準化活動に貢献した個人及び事業者に対する表彰制度を充実させる。企業においては、国際標準化活動に貢献した従業員が適切に評価され処遇されるよう奨励する。

また、大学において、各大学の特性及び教員の専門分野に応じ、教員の標準化活動への貢献に配慮する等、教員が標準化活動に積極的に貢献できる環境の整備を促す。

(3) 標準化活動を行う人材を育成する

① 企業の標準担当者の育成を支援する

標準化活動の実務経験者を講師とし、各企業から技術力、語学力、交渉力等を備えた人材を集め、標準化の実務を担当し得る人材として育成する。これらの人材をプール化し、国際標準化機関の会合等において活用する。

② 教育機関による標準に関する教育を強化する

標準化に関する理解を高めるため、理工系の大学、大学院、技術経営（MOT）プログラム等において、標準化に関する教育の提供が行われるよう、その自主的な取組を促す。

(4) 標準化に関するルールを整備する

① RAND（Reasonable and Non-Discriminatory）条件の明確化を促す

標準化団体が、パテントポリシーにおいて標準化技術の使用許諾条件として定める「RAND条件（非差別的かつ合理的な条件）」は、その解釈が明確でないため、ライセンシーはライセンサーから高額のライセンス料を請求されるおそれがある。ライセンシーが標準化技術を効率的かつ円滑に利用することができるよう、RAND条件の解釈の明確化についての検討を標準化団体に働きか

ける。

② 消費者の利益を重視した標準案への統一を促進する

I S O（国際標準化機構）等の国際標準化機関に、我が国として統一された標準案が提案できるよう、消費者の利益を重視しつつ、国内における複数の標準案が統一されるような方策を検討し、必要に応じて制度を整備する。

また、予め標準の分裂を回避するため、デファクト標準の分野を含め、次世代製品の開発を開始する段階で、最低限の互換性が確保されるようなスペックを、関係者が参画して事前に作成することのできる仕組みを導入する。

3. 中小・ベンチャー企業支援、地域における知財戦略を促進する

＜基本認識＞

我が国産業の基盤的技術を担い、地域における雇用の創出など地域経済にも大きな役割を果たしている中小・ベンチャー企業が、知的財産を創造し、有効に活用できる環境を整備する必要がある。

★（１）審査請求料・特許料の減免対象の拡大と要件の簡素化を図る

中小・ベンチャー企業を対象とした審査請求料、特許料の減免制度の対象を拡大するとともに、適用対象となる要件を簡素化するように法改正を行う。

（２）外国出願費用の助成を拡充する

中小・ベンチャー企業が海外への特許出願・商標出願等を行う際に必要となる出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用の助成等、海外出願費用に特化した助成制度を構築する。

（３）知財駆け込み寺を整備する

中小企業・ベンチャー総合支援センター等の窓口を「知財駆け込み寺」として整備し、大企業から知的財産権侵害を受けた場合等の相談機能等を増強する。

（４）中小企業診断士、商工会議所職員等へ知的財産の啓発を行う

中小企業・ベンチャーの一般的な相談先である中小企業診断士、商工会議所職員等に対し知的財産の啓発を行うことにより、知的財産の問題を認識していない相談者についても、知的財産に関するアドバイスが可能な体制の整備を促す。

（５）流通業による知財遵守を徹底する

他者の生産した商品の流通・販売が知的財産権の侵害となりう

ることを、流通業界に対して周知・徹底し、他者の知的財産権、特に中小企業の知的財産権が流通業界においても尊重されるように促す。

(6) 弁理士の地方展開を促す

弁護士過疎地に弁護士常駐型の公設事務所を設置する日本弁護士連合会の取組にならい、日本弁理士会による弁理士の地方開業を支援する制度の構築を促す。

IV. 創造・保護・活用の連携

<基本認識>

創造、保護、活用の各分野における制度整備は相当程度進んだが、
今後は、これらの制度を効果的に活用し各分野を有機的に連携させる
ことにより、知的創造サイクルを早く大きく回すための方策が求
められている。

★(1) C I P O等の設置や知的財産部門の社長直轄組織化を促す

企業において、経営トップ自らが技術・研究開発部門や知的財産部門を主導し、知的財産の創造、保護、活用について統一的な見地に立った経営を推進することが重要である。このため、企業におけるC I P O（最高知財責任者）や知財担当役員の設置、知的財産部門の社長直轄組織化等を奨励し、トップダウンの知財経営を促進する。

V. 人材育成

＜基本認識＞

知的財産制度を支える根幹として、各界・各職種それぞれの役割に応じたスキルを有し、国際的に通用する多種多様な人材が必要とされている。

このため、「知的財産人材育成総合戦略」の実施を通じ、知的財産人材を6万人から12万人に倍増するとともに、人材の質を高度化することが求められている。

★（１）知的財産人材育成総合戦略を実施する

関係諸団体と協力し、知的財産人材育成総合戦略の確実な実行を図る。

VI. 知的財産関連分野の広がりに対応した国際ルール構築

＜基本認識＞

知識経済化の進展に伴う知的財産の重要性の高まりにより、国際的な知的財産制度の在り方について、遺伝資源や伝統的知識、フォークロアの問題を始めとして、開発、人権、環境、公衆衛生など、他の様々な国際公共政策との関係が議論されるようになっている。

また、近年、国際競争力の源泉としてイノベーションが重視される中で、ITやバイオ等の基盤的技術を抱えた分野において、社会全体のイノベーション促進と知的財産の保護という従来からの問題に一層焦点が当たりつつある。総合的観点に立った国際的な知財政策が求められている。

(1) 他の国際公共政策にも配慮した国際ルールを構築する

★ ① 相互理解と国際的なコンセンサスづくりへ積極的に貢献する

先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話や、国際シンポジウム等の開催を推進し、相互理解を深める。

また、日本学術会議や内閣府経済社会総合研究所、知的財産に関する国際問題の研究活動を目的として設立が計画されているWIPOジャパンオフィス等、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進し、国際的なコンセンサスづくりに積極的に貢献する。

② 省庁間連絡会議などの検討体制を整備する

関係省庁による連絡会議の設置など、国際的な知財政策に関する国の検討体制を整備する。

③ 企業の自主的な取組を促す

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア等の利用と利益配分について、企業の自主的な取組による配慮がなされるよう各企業や団体

における行動指針等の作成を促す。

（２）技術の進展に対応した国際ルールを構築する

① 権利行使がイノベーションを阻害する場合に対応する

ソフトウェア間の相互運用性の確保の阻害など、特許の存在がイノベーションを阻害する場合について、裁定実施制度の活用や独禁法による対応強化の可能性も含め、必要な制度整備を検討する。